

大分市上下水道局低入札価格調査制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市上下水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（以下「入札」という。）により工事の請負に係る契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とすることができる場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定による低入札価格調査制度（以下「低入札価格調査制度」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、総合評価落札方式による入札を行う建設工事とする。

(低入札価格調査委員会)

第3条 低入札価格調査制度の実施に当たり、低入札価格で入札された工事の履行等の判定を行うため、大分市上下水道局低入札価格判定委員会（大分市上下水道局低入札価格判定委員会設置要綱（令和3年8月1日施行）第1条に規定する委員会をいう。以下「委員会」という。）を設置する。

(低入札価格調査基準価格)

第4条 契約担当者（大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第2条第2号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、対象工事を入札に付そうとするときは、次に掲げる額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合算額に100分の110を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を設計金額で除して得た割合（当該割合に小

数点第3位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た割合をいう。以下この項において同じ。)を予定価格に乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)により低入札価格調査基準価格(以下「基準価格」という。)を決定し、予定価格調書の基準価格欄にその金額を記載するものとする。ただし、当該割合が、10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 直接工事費(共通仮設費積上分を含む。)の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費(共通仮設费率計上分に限る。)の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を基準価格とすることができる。

(失格基準)

第5条 設計金額における各経費の額に次に掲げる割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合算額に100分の110を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額をいう。以下「失格基準」という。)を下回る価格の入札は、失格とする。

- (1) 直接工事費(共通仮設費積上分を含む。)の額に10分の8.7を乗じて得た額

(2) その他経費（共通仮設費（共通仮設費率計上分に限る。）、現場管理費及び一般管理費等の合計額をいう。）の額に10分の7.4を乗じて得た額

（入札参加者への周知）

第6条 契約担当者は、対象工事を入札に付そうとするときは、当該工事が対象工事であることを入札の公告（入札説明書がある場合は、これを含む。）に記載するとともに、次に掲げる事項について入札参加者に周知するものとする。

(1) 基準価格を定めていること。

(2) 失格基準を定めていること。

(3) 基準価格を下回る入札（失格基準を下回る入札を除く。以下同じ。）が行われた場合（基準価格を下回る入札を行った者が最高の評価値を得ていない場合を除く。次条において同じ。）は、落札者の決定を保留して低入札価格調査を実施し、基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者以外の者を落札者とする場合があること。

(4) 入札価格が失格基準を下回る場合は、当該入札は失格とすること。

(5) 基準価格を下回る入札を行った者は、事後の低入札価格調査に協力すべきこと。

（開札）

第7条 基準価格を下回る入札が行われた場合には、契約担当者は、落札者の決定を保留して開札を終了し、入札参加者に入札結果を通知の上、低入札価格調査を実施するものとする。

2 入札価格が失格基準を下回る場合は、当該入札を失格とする。

（低入札価格調査の実施）

第8条 契約担当者は、前条第1項の規定により落札者の決定を保留したときは、基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者の入札価格について、対

象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、調査を行わなければならない。

2 前項の調査は、次に掲げる事項について、基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者からの資料の徴取及び施工体制確認並びに関係機関への照会により行うものとする。

(1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

(2) その価格により施工ができる特別の事由

ア 対象工事の場所の付近における手持工事の状況

イ 対象工事に関連する手持工事の状況

ウ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連を含む。）

エ 手持資材の状況

オ 資材購入先及び購入先と入札者との関係

カ 手持機械の状況

(3) 労務者の具体的供給見通し

(4) 過去5年間に施工した公共工事、発注者、成績評定点

(5) 入札者の経営状態

ア 経営状況

イ 信用状況

(6) その他上下水道事業管理者が必要と認める事項

3 契約担当者は、第1項の調査終了後、当該調査の結果及び対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについての意見を付した書面を作成し、委員会に提出しなければならない。

4 契約担当者は、前2項の規定にかかわらず、基準価格を下回る入札を行った者の

うち評価値の最も高い者が過去1年間に第12条第2号の通知を受けている場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものとする。

(契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の手続)

第9条 委員会が、基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、契約担当者は、基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者にその旨を通知するものとする。

(契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の手続)

第10条 委員会が基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は第8条第4項の規定により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、契約担当者は、基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が基準価格を下回る価格で入札をした場合にあっては、落札者の決定を保留し、第8条第1項の規定による調査を実施し、落札者を決定するものとする。

2 契約担当者は、基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者としなかったときは、基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者に落札者としなかった旨及びその理由を通知するものとする。

3 契約担当者は、次順位者を落札者としたときは、次順位者に落札者とする旨を通知し、他の入札者にその旨を通知するものとする。

4 前3項の規定は、次順位者等の入札によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合について準用する。

(対象工事の入札結果及び調査結果の公表)

第11条 対象工事の入札結果の公表に当たっては、大分市上下水道局建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱（平成30年4月1日施行）に定めるもののほか、入札結果表に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 低入札価格調査を実施したこと。
- (2) 基準価格を下回る入札価格にあつては、基準価格未満であること。
- (3) 失格基準を下回る入札価格にあつては、失格であること。

2 低入札価格調査を行った場合の調査結果の概要については、落札者が決定した後に公表するものとする。

(対象工事の監督等)

第12条 契約担当者は、低入札価格調査の対象となった者を落札者に決定した場合においては、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 監督及び検査業務の強化
- (2) 契約締結の日から工事の目的物を引き渡した後1年を経過するまでの間、必要に応じ、第8条第2項各号に掲げる事項について、提出された資料及び施工体制の確認における説明（以下「第8条の調査の説明等」という。）に即した施工の調査。この場合において、調査の結果、正当な理由なく、第8条の調査の説明等と施工の内容が異なっていた場合又はこの調査に協力しない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。
- (3) 施工実績に応じて、配置が義務付けられた技術者数の確認
- (4) 契約の保証の額の引上げ

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の取扱いに関し必要な

事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年8月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。